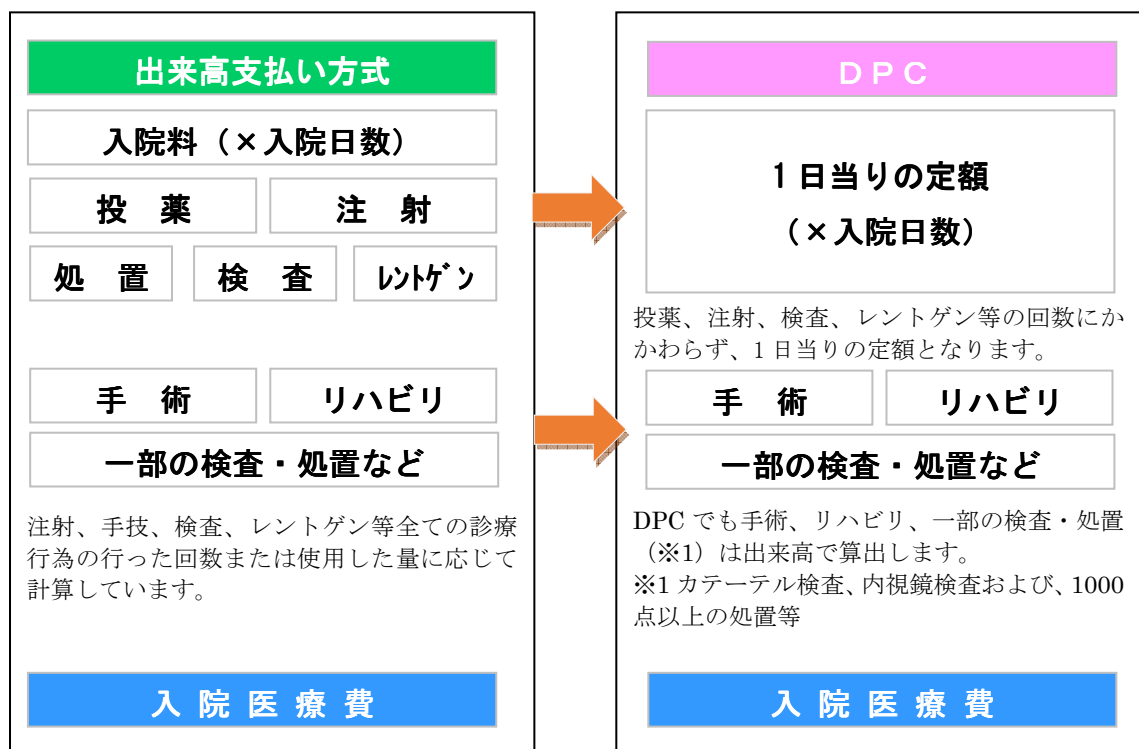


# 入院医療費の計算方法についてのお知らせ

当院では、平成 26 年 4 月 1 日より診断群分類別包括評価支払方式（DPC/PDPS）を導入しています。

診断群分類別包括評価支払方式（DPC/PDPS）とは従来の診療行為ごとに計算する「出来高支払い方式」とは異なり、入院患者さんの病名とその診療内容を基に厚生労働省が定めた 1 日あたりの金額からなる包括評価部分（投薬、注射、処置、検査、入院基本料等）と出来高評価部分（手術、麻酔、リハビリ、内視鏡検査等）を組み合わせる方式です。



## DPC/PDPS とは

「DPC」という用語は、「Diagnosis Procedure Combination」の略語であり、診断群分類を意味します。「PDPS」とは、「Par-Diem Payment System」のことであり「1日ごとの支払い方式」を意味します。

平成 22 年 12 月以降、支払制度の意味で用いる場合は、「DPC/PDPS」（診断群分類に基づく支払い方式）という用語が使われることになりました。

## DPCに関する Q&A

Q：診断群分類別包括評価支払方式（DPC/PDPS）とはどのようなものですか？

A：診療行為ごとに料金を算定する従来の計算方法（出来高計算）と異なり、入院される患者さんの病気、症状、手術などの診療内容に応じて厚生労働省が定めた疾患（診断群分類）ごとの1日あたり点数を基準に入院医療費を計算する方式です。この制度は、閣議決定に基づき平成15年に導入された、急性期入院医療を対象とした診療報酬の制度です。

Q：入院した患者すべてがDPCの対象になるのですか？

A：基本的に一般病棟に入院される全ての患者さんがDPC対象となります。但し、次に該当する患者さんはDPC対象外となります。

- ・ 出来高方式により算定することとされている診断群分類に該当する方
- ・ 労災保険、自賠責保険、自費診療の方
- ・ 入院後24時間以内に亡くなられた方
- ・ 特定入院料を算定することとなる方
- ・ 短期滞在手術等基本料3を算定する方 など

Q：なぜ、入院費の計算方法が変わるのですか？

A：政府の意向である「医療費標準化」を目指した、新しい医療費の計算方法が「診断群分類別包括評価支払方式（DPC/PDPS）」です。この制度は、当初、大学病院や一部国立病院など高度先端医療を行う特定機能病院を対象に実施されていましたが、一定の水準を満たす急性期の病院についても推し進められました。当院でも一定の基準を満たしたことによりDPC請求開始となりました。

Q：DPC算定と従来の出来高算定を選ぶことができますか？

A：厚生労働省の定めにより、DPCの対象となる病気は出来高による算定はできません。

Q：入院期間が長くなった場合はどうなりますか？

A：1日当たりの入院点数は、3段階に区分されており、入院が長くなるほど1日当たりの入院点数は低くなります。また、病名ごとにDPC算定の期間が定められています。これを超えた場合は従来の出来高での計算となります。

Q：食事療養費、個室代はどうなりますか？

A：食事の費用や個室の費用は、これまでどおり負担していただくこととなります。

Q：治療内容が途中で変わったり、追加になったりした場合はどうなりますか？

A：DPCでは、1入院に対して1つの医療資源病名というのが基本の考え方です。入

院時から診療が進むにつれ、途中で病名が変わった場合（検査の結果が確定した等）は、入院初日に遡り、確定した病名で医療費の計算をやり直します。この場合、月をまたがっていた時は、既にお支払いいただいた前月分までの医療費について当月分の中で過不足を調整いたしますので、あらかじめご了承ください。

**Q**：医療費は高くなるのですか？

**A**：DPC 診断群分類によって、従来の出来高算定よりも安くなる場合や高くなる場合があります。また、入院日数によっても 1 日当たりの医療費が変わる仕組みになっています。DPC では入院される病名や治療内容、入院日数によって医療費が変わりますので、以前同じ病名で入院されていても全て出来高算定で計算していた時の医療費と DPC で算定した医療費を単純に比較出来ない場合がありますのでご了承ください。

※ご不明な点がございましたら、病棟担当医事課職員までお問い合わせ下さい。  
DPC 制度（DPC/PDPS）へのご理解とご協力をお願い致します。